

## 第 31 回生産物分類策定研究会（意見交換） 議事概要

- 1 日 時 令和 3 年 2 月 2 日（火） 9：00～12：00
- 2 場 所 書面開催（但し、構成員及び審議協力者とは、上記の日時に web による意見交換を行った。）
- 3 出席者 （構成員）宮川座長、菅構成員、牧野構成員、居城構成員  
（審議協力者）中村審議協力者  
（オブザーバー）経済産業省
- 4 議 題
  - 1 個別分野の検討について
    - ・ I 卸売業，小売業
  - 2 研究会において整理された対処方針とそれに基づく対応について
    - ・ 用途の類似性（需要側視点）に基づく分類体系の構築
  - 3 研究会における御意見を踏まえた対処方針(案)について

### 5 概 要

事務局から資料に基づき、「I 卸売業，小売業」に係る生産物分類の分類原案、用途の類似性（需要側視点）に基づく分類体系の構築への対応及び第 21 回研究会における御意見を踏まえた対処方針(案)について説明があった。

主な意見については、以下のとおり。

#### 【1 個別分野の検討（I 卸売業，小売業）について】

（インターネット販売に係る区分について）

- インターネットによる販売と店舗における販売とはサービスの内容が異なるという点や、デジタルエコノミーを把握するということからも、インターネット販売を区分することは重要だと考えられる。これを区分することができれば理想的ではあるが、対処方針案ではインターネット販売の定義が曖昧であるということや調査における回答可能性も考慮し、区分はしないこととしている。この案についてはいかがか。
  - 今後、インターネット販売についても調査を行った方がよいという意見が強くなる可能性もあり、あらかじめ生産物分類で区分をしておくという考え方もある。
  - インターネット販売を把握するために、生産物分類よりは粒度の粗い分類を別に用意するという案も考えられる。
  - デジタルインダストリーズをどう分類するかということは産業分類の話であり、生産物分類としては区分しなくてもよいのではないかと考える。
  - インターネット販売については様々な定義があり非常に複雑であることから、生産物分類で直接区分するよりも、ある程度、構造的に捉えていかないと難しいのではないかとこのように考える。

→ 様々な意見が出たが、生産物分類としてはインターネット販売に係る区分を設定しないこととする。ただし、これについては、産業分類では把握ができるようにする必要のあることを申し述べることにしたい。

(「再生資源」(卸売)、「中古品」(小売)の区分の必要性について)

○ 資料1-1の4-(3)の「対応状況及び対処方針案」の2つ目の○(4ページ目)に「③中古品については、……商品本来の性質・用途に変化はないという性質から、……」と記載されているが、「性質・用途に変化はないけれども」と記載するべきではないか。

→ 修正する。

(分類原案の粒度について)

○ 「I 卸売業、小売業」分野の生産物分類の分類原案については、細かく設定されている分類項目もあるが、調査で回答することが可能な粒度になっているのか。

→ 小売分野の生産物分類に関しては、経済センサス-活動調査の商品分類に記載されている内容例示から引用しているため、回答される可能性はかなり高いと思う。卸売分野に関しては粒度が少し細かいところがあるため、回答可能性についても分からないところがある。

→ 粒度が細かいことにより、調査で回答ができないということになると心配である。財分野の生産物分類との整合性を考慮して分類項目を設定したために粒度が細かくなっているところがあるのかと思うが、整合性というのは別に1対1でなければならないということではなく、例えば、製造業の生産物分類はいくつかまとめて、多対1という関係でもよいと考える。

(詳細分類「プリンター」、「ディスプレイ」について)

○ 詳細分類「プリンター」や「ディスプレイ」に対応する、製造業の生産物分類項目である「印刷装置」や「表示装置」の需要先別コードは「1」(事業者向け)としていたが、本来は「9」(混在・不明)であり、家庭用のプリンターやディスプレイも含んでいるということか。卸売・小売分野では分類項目名称を変えているが、「印刷装置」や「表示装置」の中には産業用の大型装置といったものも含まれるのか。

→ 「印刷装置」については、産業用の大型印刷機とは区分がされているため、含まれてはいない。「表示装置」については、デジタルサイネージのようなものが一緒に含まれている。

→ それでは、製造業の生産物分類項目である「印刷装置」については、名称を「プリンター」に修正して、卸売・小売分野と完全に整合的にすることとする。「表示装置」については、分類項目を商業用の表示装置とパソコン用のディスプレイとに分けて設定するように修正を行うこととする。

(「電気炊飯器」及び「ガス炊飯器」について)

- 「電気炊飯器」と「ガス炊飯器」とは、燃料源が電気かガスかということで分類原案では別の統合分類に区分されているが、用途は同じである。この案は産業分類に近いものになっているが、これについてはいかがか。
  - ガス炊飯器は業務用のものが多いのではないか。用途としても少し違うように感じる。
  - IHクッキングヒーターとガスコンロも別の統合分類に区分されるようだ。これらについても調理用機械器具という項目の中で、電気とガスとに分けるという考えもありうる。
  - 電気ストーブと石油やガスストーブとをどのように区分するのかという問題もある。
  - 一般的にガス器具は、購入後の修理やメンテナンスの点で考えると、電気製品とは管理の仕方が異なるという意味では、分類原案のままとするということも考えられるのではないか。
  - 様々な意見をいただいたが、電気機器とガス機器とを統一することについては行わないこととし、分類原案をベースにしながら、ガス機器については整理をすることにした。統合分類「その他の機械器具」の中には、ガス機器の他にも、詳細分類「家庭用ミシン」や「金庫」が設定されているため、少なくともガス機器については分類項目を分離して設定した方がよいと考える。
  - ガス機器と石油機器とは同じ詳細分類でよいのかについても検討が必要と考える。
  - 詳細分類「調理用ガス機器・石油機器」の内容例示の記載はガス機器だけである。内容を確認し、調理用石油機器というものがなければ、「調理用ガス機器」という分類項目に修正してもよい。この点についても検討をしていただきたい。

(卸売・小売分野に係るその他の議論について)

- 古本については、分類原案のどこに区分がされているか。
  - 分類項目の設定漏れのため、中古品の並びに追加をする。
  - 製造業や卸売業、小売業の生産物分類の策定に関しては、タイトなスケジュールの中で経済産業省に尽力いただいているが、設定すべき分類項目に見落としなどがあるのはいけないので、事務局である総務省には細かく確認をすることを徹底してもらいたい。
- 詳細分類「磁気ディスク、磁気テープ」と「磁気ディスク装置」の内容例示には双方ともに「ハードディスクドライブ (HDD)」と記載がされているが、どちらの記載が正しいか。
  - 「ハードディスクドライブ (HDD)」は詳細分類「磁気ディスク装置」の内容例示になる。これらの分類項目については、他の内容例示も見直しして修正する。

- 統合分類「野菜（果実的野菜を含む）」については、いくつかの詳細分類が設定されているが、集約してもよいのではないか。
  - その場合、詳細分類「果実的野菜」については一般的な消費者感覚から考えて、統合分類「果実」に統合することがありうるか。
  - 「果実的野菜」については、農業分野の生産物分類においてこれを統合分類として設定しているということであれば、卸売・小売分野でも統合分類として設定してよいのではないか。
  - そのように整理をすれば、農業分野との整合性が取れるようになるため、「果実的野菜」については統合分類を設定するように修正することとする。
  
- 卸売分野の分類原案で設定している統合分類「石油化学系基礎製品（一貫して生産される誘導品を含む）」については、製造業との整合性を図るために分類項目を設定しているが、これらの製品はコンビナート内で取引されるものであるため、分類項目として設定する必要はないであろうか。
  - 完全に中間生産物であり、一切、取引がされないものであるとすれば、確かに卸売分野の生産物分類として項目を設定する必要はないかもしれないが、本当にそうかどうかとも言えるかどうか分からない。現時点においては分類項目を設定しておき、調査で使用した結果を見ながら、今後見直しをしていくということでもよいと考える。
  
- 粗大ゴミを捨てる際に購入するゴミシールや、ゴミを捨てる際に使用する自治体指定のゴミ袋のように、行政に関わるものを分類項目として設定しておく必要はないか。
  - 関連する話として、有料化されたレジ袋についても、政策的にその商品だけの販売額を把握したいということもあるかもしれない。
  - ゴミ袋については、現状では詳細分類「その他の日用雑貨・荒物」に区分される可能性が高い。粗大ゴミシールはおそらく、行政手数料とそれを販売した店舗の手数料収入になるのではないかとと思われる。
  - 自治体が指定しているゴミ袋の料金が低いというのは、ゴミの回収費用に充てるためかと思うが、SNAではどのように扱うべきか。
  - 博物館の入場料のように、行政サービスに対して支払う対価だと思うが、税金とは言えないのではないかと思う。
  - それではこのご意見については、分類項目を設定することを検討いただくこととする。
  - 設定する場合は、自治体指定のゴミ袋とそうでないゴミ袋とを区分するのがよいかと考える。現状においてこのようなレジ袋やごみ袋がどこに区分されているかを確認するとともに、念のため、どのような仕組みになっているのかについても確認をする。

- 消費税については、店内飲食をする際と商品を持ち帰る際とでは税率が異なるが、それらを区分するための分類項目を設定することについてはどうか。
  - それらは生産物として異なるものではないように感じる。
  - 飲食店等の中には、飲食をしている間にスマートフォンの充電もできるといったサービスを提供している店舗もあるが、そのような場合には商品の販売価格の中に電気の対価も含まれていると考えられる。
  - 持ち帰り飲食という話は、コンビニエンスストアなどにもあり得るだろう。店内で食べるかどうかという話は小売分野というよりは、むしろサービスの話になるのかもしれない。持ち帰り飲食や製造小売の話は、I Oの推計上の話や産業分類との関係もあり、整理すべき課題があると考ええる。

**【2 用途の類似性（需要側視点）に基づく分類体系の構築に関し、研究会において整理された対処方針とそれに基づく対応について】**

- 議事2については、事務局からの説明内容について了承がされた。

**【3 第21回研究会における御意見を踏まえた対処方針(案)について】**

(財分野の取りまとめ結果の扱い及び分類構造の検討スケジュールについて)

- 事務局の対処方針(案)については、いかがか。
  - 財分野の生産物分類については、正式決定にはならないということだが、対処方針(案)に記載されたような形で公開がされるのであれば、この案のとおりでよいと考える。
  - サービス分野の生産物分類は政策統括官決定であったところ、財分野の生産物分類については研究会決定とするとのことであるが、公開についてはホームページ上のどこで行うのか。産業分類などの各種分類が掲載されているページか。
  - 公開については、生産物分類策定研究会のホームページのトップページにて行いたいと考えている。
  - 令和5年度(2023年度)に財分野を含めた生産物分類の全体について決定をする際には、日本標準生産物分類という名前を付けるということはあるかというように思う。日本標準商品分類は統計基準ではないが、名称には標準と付いており、標準と付けることは統計基準であることとは関係がないと認識している。
  - 日本標準商品分類という名称については、統計基準についての規定がされる以前にすでに付けられていたものである。生産物分類の名称をどうするのかについては、

分類全体を決定する際に議論されるべきことと考える。

(日本標準商品分類の扱い)

- 日本標準商品分類が標準分類として主たるものの位置付けで残るといような理解になるのか。
- 商品分類はかつて定められた分類であるという以上のものではない。生産物分類はサービス分野も含めた分類であるため、商品分類とは別の物だという整理になると考える。
- 商品分類と生産物分類とは策定されたコンセプトも異なる。これらの分類が別の物であるということは、ホームページで周知を行う際にもしっかりと説明をする必要があると考える。

(生産物分類の改定の在り方)

- 生産物分類の内容の見直しに関しては、例えばワクチンのように急に出てきて、しかも巨額のシェアを占める可能性があるような財、サービスが現われうることも考えておかなければならない。
- そういう意味では、例えばオンライン会議システムなども大きなシェアを占めるようになってきていると思う。この1年だけでも、かなりいろいろと出てきている。このような見直しについては、具体的にどのような方法で対処していくことを考えているか。
- 来年度からは産業分類の見直し作業を始める予定のため、本研究会で審議をしていただくのは、今年度までと考えている。産業分類の見直しに際しても、生産物分類に知見を持つ方が参加されるようなことがあれば、産業分類と並行しながら、生産物分類についても相談をしていきたいとは考えている。生産物分類の見直しについては、基本的には事務局において修正案を作り溜めておき、令和5年度(2023年度)に財分野を含めた生産物分類の全体について決定をする前には、学識経験者の方々にご意見をいただく機会や関係各府省等に意見照会をする機会を作って、修正内容を反映した上で決定するということを想定している。
- それでは、本件についても対処方針(案)に記載された方向で進めていただくこととする。

(以上)